

別 表

公文書の種類	供与する写し等	金額
文書、図画及び写真	公文書の写し （単色刷り）	A 3 判までの用紙 1 枚につき 1 0 円。 ただし、両面複写により写しを作成する場合は、片面を 1 枚として額を算定する。 また、A 3 判を超える大きさの物については、A 3 判用紙を用いた場合の枚数に換算して額を算定する。
	公文書の写し （多色刷り）	A 3 判までの用紙 1 枚につき 4 0 円
文書、図画及び写真をスキャナにより読み取ってきた電磁的記録	光ディスク	光ディスク（C D－R 700 メガバイト） 1 枚につき 8 0 円に A 3 判までの用紙 1 枚につき 1 0 円を加えた額
		光ディスク（D V D－R 4.7 ギガバイト） 1 枚につき 6 0 円 に A 3 判までの用紙 1 枚につき 1 0 円を加えた額
写真フィルム	印画紙に印画した物	委託に要する実費
スライドフィルム	印画紙に印画した物	委託に要する実費
マイクロフィルム	用紙に印刷した物	委託に要する実費
電磁的記録	光ディスク	光ディスク（C D－R 700 メガバイト） 1 枚につき 1 4 0 円
		光ディスク（D V D－R 4.7 ギガバイト） 1 枚につき 1 2 0 円
備考 上記のほか、請求者の承諾を得て、実施機関が写し等の作成を外部に委託した場合において、当該写し等を供与するときは、請求者は、当該委託に要する実費を負担するものとする。		